

An illustration of three children sitting in a wooden basket, reading a large open book. They are positioned under a vibrant rainbow that arches across a blue sky filled with white clouds. Small, golden-brown leaves or petals are scattered throughout the scene. In the background, a detailed, golden-hued cityscape with classical architecture is visible. The overall style is whimsical and storybook-like.

books for Children

A decorative border composed of various colorful leaves and flowers in shades of purple, blue, red, and white, framing the central text.

**御坊市  
子ども読書活動  
推進計画**

**2024**



**2026**

**御坊市教育委員会**

## 目 次

### 第1章 本計画策定にあたって

1 計画の目的	1
2 計画の期間	1
3 計画の対象年齢	1
4 基本理念	1
5 基本方針	2
(1) 読書活動の機会の提供	2
(2) 読書活動を推進するための環境の整備	2

### 第2章 子どもの読書活動の推進のための施策

<b>基</b> 本方針1 読書活動の機会の提供	4
基本施策1-1 家庭における子どもの読書活動の機会の提供	4
(1) 家庭の役割	4
(2) 家庭における読書を支援する取組	4
基本施策1-2 図書館における子どもの読書活動の機会の提供	4
(1) 図書館の役割	4
(2) 図書館における取組	5
基本施策1-3 学校等における子どもの読書活動の機会の提供	6
(1) 幼稚園・保育所等の役割	6
(2) 幼稚園・保育所等における取組	6

(3) 学校の役割	6
(4) 学校における取組	7

<b>基</b> 本方針2 読書活動を推進するための環境の整備	8
基本施策2-1 図書館等の整備・充実	8
(1) 図書館の読書環境の整備・充実	8
(2) 障害のある子どもの読書環境の整備・充実	9
(3) 公共施設の図書資料の整備・充実	9
基本施策2-2 学校図書館の整備・充実	9
(1) 学校図書館の読書環境の整備・充実	10
(2) 学校図書館の機能の充実	10
基本施策2-3 子どもの読書活動を推進するための体制の整備	10
(1) 関係機関・民間団体等の連携・協力の促進	11
(2) 図書館司書の研修の充実	11

#### 参考資料

1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）	12
2 学習指導要領における学校図書館の位置付け（抜粋）	15



# 第1章 本計画策定にあたって

## 1 計画の目的

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない基本的な活動です。

国においては、子どもの読書離れに対する懸念を背景に作られた「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、令和5年3月に第五次計画となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

和歌山県においても、平成16年3月に「和歌山県子どもの読書活動推進計画」を策定し、その後、更なる読書推進を目指し、平成31年3月には第四次計画を策定しました。

このたび、本市においても、子どもたちがいつでも、どこでも自主的に読書に親しむことができるような環境整備を図ることを目的として、施策の総合的かつ計画的な推進のため、「御坊市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

## 2 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

## 3 計画の対象年齢

この計画の対象年齢は、0歳からおおむね18歳とします。

## 4 基本理念

子どもは、自主的な読書活動を通して、言葉を学び、感性を磨きながら、考える力や表現力、想像力などを身に付けるとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。

また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探求心や好奇心を求めることが培われます。

このことから、本市では「自主的な読書活動を推進し、子どもの豊かな心を育成する」ことを基本理念に読書推進活動に取り組んでいきます。

## 基本理念

### 自主的な読書活動を推進し、子どもの豊かな心を育成する

#### 5 基本方針

この計画の基本理念を実現するため、次の2つの基本方針を柱に据え、家庭、地域、学校等が連携・協力し、子どもの自主的な読書活動を推進します。

##### (1) 読書活動の機会の提供

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、乳幼児期から発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知ることができるきっかけをつくり、自主的に読書をしようとする意欲や態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう取り組むことが重要です。

子どもは、大人からの読み聞かせや、一緒に本を読むこと、また、身近な大人が読書を楽しんでいる姿を見ることで、読書への興味を持つきっかけにつながります。

そのためには、大人が読書活動に理解と関心を持つことや、地域社会全体で子どもの読書活動を推進する機運を高める必要があります。

こうしたことから、子どもを支える大人に対し、読書活動の意義や重要性についての理解促進や情報提供に努めるとともに、家庭、地域、学校など、それぞれが担う役割を果たせるよう、連携・協力し、発達段階ごとの特徴を踏まえながら、子どもの読書活動の機会の提供に取り組めます。

##### (2) 読書活動を推進するための環境の整備

子どもの興味を広げ、親子で読書の楽しさや喜びを共有できる機会を提供するため、身近なところで読書ができる環境整備を地域全体でサポートする体制整備が重要です。

読書が身近なものとなるよう、図書館や学校図書館の資料の充実を図るとともに、関係機関、民間団体等が緊密に連携・協力しながら、子どもの読書活動を推進するための環境整備に取り組めます。

## 第2章 子どもの読書活動の推進のための施策

本計画の基本理念である「自主的な読書活動を推進し、子どもの豊かな心を育成する」の実現に向け、方針・施策の体系を次のとおりとします。

この体系のもとで、家庭、地域、学校等が連携・協力しながら、本市の子どもの読書活動の推進に取り組みます。

基本理念	基本方針	基本施策
自主的な読書活動を推進し、 子どもの豊かな心を育成する	1 読書活動の 機会の提供	1-1 家庭における子どもの読書活動の機会の提供
		1-2 図書館における子どもの読書活動の機会の提供
		1-3 学校等における子どもの読書活動の機会の提供
	2 読書活動を 推進するための 環境の整備	2-1 図書館等の整備・充実
		2-2 学校図書館の整備・充実
		2-3 子どもの読書活動を推進するための体制の整備



## 基本方針1 読書活動の機会の提供

### 基本施策1-1 家庭における子どもの読書活動の機会の提供

#### (1) 家庭の役割

家庭は、子どもの生活の基本の場であり、子どもが本と初めて出会う場でもあります。そのため、子どもの発達段階に応じて、読み聞かせをしたり、図書館に出かけたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要です。

また、子どもの読書習慣は、日常生活を通じて形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、保護者が配慮していくことが大切です。

#### (2) 家庭における読書を支援する取組

①	乳幼児健診における保護者への啓発	ブックスタート事業 <sup>※1</sup> やブックステップ事業 <sup>※2</sup> を通して家庭における読み聞かせの楽しさや読書の重要性について理解の促進を図ります。
②	家読(うちどく) <sup>※3</sup> の取組の推進	家庭における日常的な読書習慣の普及と定着化を図るため、家読の取組を促進します。

### 基本施策1-2 図書館における子どもの読書活動の機会の提供

#### (1) 図書館の役割

図書館は、子どもにとって、自分の読みたい本を多くの本の中から自由に選び、読書の楽しみを知るとともに、調べ学習などの課題解決ができる場です。また、その主体的な学びを生涯にわたって支える場でもあります。他方、保護者や学校、子どもの読書活動を推進する

---

#### ※1 ブックスタート事業

赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、絵本を介して心ふれあう時間をもつきっかけをつくる取組。本市では10か月児健診時に実施

#### ※2 ブックステップ事業

ブックスタートのフォローアップ事業。本市では2歳6か月児歯科健診受診児に絵本をプレゼントしている。

#### ※3 家読(うちどく)

「家庭読書」のこと。家庭において読書習慣を付けるとともに、「家庭みんなで読書をすることで家庭のコミュニケーションを深める」ことを目的とした読書運動

関係団体にとっては、子どもに読ませたい本を選び、子どもの読書について専門的な知識をもった司書に相談できる場です。

さらに、企画展示、子どもやその保護者を対象にした読み聞かせ会等を実施し、学校や子どもの読書活動を推進する団体への講座や研修会の実施を推進する拠点として重要な役割を果たすことが求められます。

## (2) 図書館における取組

①	読書相談などへの対応	テーマを決めて特集コーナーを設置するなどわかりやすく図書を配置し、子どもたちが自発的に読書活動や学習活動に取り組めるよう支援し、具体的な本の紹介などにより子どもの年齢に合わせた読書相談を行います。
②	おはなし会・講座等各種事業の実施	読み聞かせの重要性や必要性についての理解促進のため、定期的なおはなし会の開催や関係機関と連携した様々な事業を通して、読書に親しむ機会の充実を図ります。 そのほか、「こどもの読書週間 <sup>※4</sup> 」や「読書週間 <sup>※5</sup> 」に合わせ、様々なイベントを開催し、子どもの読書活動の意義や重要性について、広く普及・啓発を行います。
③	読書活動に関する情報提供	図書館が所蔵する児童、青少年用図書及び乳幼児向けの図書に関する情報や図書イベント、おはなし会の開催など、チラシやホームページ等を活用し、子どもの読書活動の機会に関する情報を発信します。
④	施設見学、職場体験の受入	幼稚園児や小学生などの施設見学の受け入れに当たっては、子どもたちが図書館を身近な場所として感じられるよう、読み聞かせやきめ細やかな案内を行います。 また、中・高校生の職場体験の受け入れを行い、図書館業務の体験を通して、読書の大切さや楽しさについての理解促進に努めます。
⑤	支援を必要とする子どもへの読書活動の場の提供	支援を必要とする子どもの団体を対象に休館日の図書館を開放する「おひさま図書館」の実施など誰でも気兼ねなく利用できる図書館づくりに努めます。

### ※4 こどもの読書週間

家庭・地域における子どもの読書推進を図ることを目的に公益社団法人読書推進運動協議会が主催。期間は4月23日から5月12日

### ※5 読書週間

全ての世代の人たちに読書の楽しさを伝え、本に親しむきっかけづくりを目的に公益財団法人読書推進運動協議会が主催。期間は10月27日から11月9日



## 基本施策 1-3 学校等における子どもの読書活動の機会の提供

### (1) 幼稚園・保育所等の役割

幼稚園教育要領に「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう」と明記され、幼稚園・保育所等において、絵本や物語に親しむ活動の充実が求められています。

また、園児や未就園児の保護者に対して読み聞かせの大切さを啓発するとともに、異年齢交流における読み聞かせ等、子どもが絵本に触れる多様な機会を提供する役割も期待されています。

### (2) 幼稚園・保育所等における取組

①	幼稚園・保育所等での絵本の活用の促進	幼稚園や保育所等に設置している図書の整備をすすめ、子どもの興味や発達段階に応じた絵本を活用し、絵本への興味や関心を深めることに努めます。
②	保護者への理解の促進	幼児が絵本や物語に親しむ上で、家庭で読み聞かせを行うことが重要であり、保護者に対して読み聞かせの大切さや意義について啓発します。

### (3) 学校の役割

児童生徒の読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。学校教育法第21条において、義務教育として行われている普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定されています。

児童生徒が、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、児童生徒が自由に読書に親しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められます。

また、学習指導要領においては、各教科等の学習を通じて言語活動を充実させることが重視されており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています（巻末「参考資料」p15、p16）。

#### (4) 学校における取組

①	教科における読書指導の充実	日常生活においても児童生徒の読書意欲が高まるよう、各学校において国語科を中心に、全ての教科を通して様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど、読書指導の充実を図ります。
②	各種図書事業の実施	学校図書館を中核に、読み聞かせや調べ学習、ビブリオバトル <sup>※6</sup> など、様々な分野の図書にふれる機会を増やすことにより児童生徒が学校や家庭における読書習慣を確立し、読書の幅を広げる取組を促します。
③	保護者への理解の促進	読書活動に関する様々な取組を学校を通して保護者にも紹介し、家庭においても読書の習慣づけがなされるよう働きかけます。

---

#### ※6 ビブリオバトル

本を紹介するコミュニケーションゲーム（知的書評合戦）。5分間で本を紹介し、聞いた人たちが読みたくなった本を投票し、最もたくさんの票を集めた本が「チャンプ本」となる。「人を通して本を知る。本を通して人を知る。」をキャッチコピーに日本全国に広がってきている。

# 基

## 本方針2 読書活動を推進するための環境の整備

### 基本施策2-1 図書館等の整備・充実

子どもたちが、いつでも気軽に読書に親しむことができるよう、また、読みたい本に出会えるよう、望ましい読書環境づくりに努める必要があります。

図書館は、子どもたち一人ひとりが、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択したり、読みきかせなどのイベントに参加したりしながら、読書の楽しさを知り、豊かな創造力や読解力を身に付けていく上で、大きな役割を担っています。

家庭や学校、図書館以外で子どもが過ごす場である地域でも、本にふれる場所があることで、子どもにとって本がより身近なものとなります。

かけがえのない一冊に出会えるように、子どもの発達段階に合わせた様々な形での情報提供や、図書館など地域における読書環境の整備が求められています。

#### (1) 図書館の読書環境の整備・充実

①	図書館資料の整備・充実	乳幼児には絵本や紙芝居、大型絵本など、児童生徒には文学やノンフィクション、自然科学、芸術、スポーツなど、子どもたちが読書に興味や関心を持てるよう幅広い図書館資料の計画的な整備に努めます。
②	図書館の情報化	ホームページを利用したサービスの周知のほか、館内における図書検索機やインターネット閲覧端末などによる、蔵書の情報や、生活・学習に役立つ情報を提供し、利用者の情報収集の支援を行います。
③	読書活動に関する情報の整備・充実	読書活動に関する様々な情報を提供するとともに、利用者の相談に応じるレファレンス能力の向上に努めます。 また、発達段階に応じたブックリストの発行など子どもたちにとって魅力的な情報の提供と、大人が子どもの本を選ぶ際の参考となる情報の発信に努め、子どもが多くの図書に親しみ、手に取れるよう取り組みます。

④	図書館利用者カードの登録促進	ブックスタート時、希望者に対して図書館利用者カードを作成し、保護者の利用促進に努めます。またブックステップでは図書館での絵本配布を通じて図書館の利用促進を図ります。
---	----------------	--

(2) 障害のある子どもの読書環境の整備・充実

①	障害のある子どもの図書館資料の整備・充実	障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等を行い、読書活動支援の推進を図ります。
---	----------------------	---

(3) 公共施設の図書資料の整備・充実

①	子ども文庫の図書資料の整備・充実	子どもたちが身近に本と接することができるよう、公民館分館に子ども文庫を設置し図書の整備・充実を図ります。
②	児童センター等の図書資料の整備・充実	児童センター等において、遊びながら身近に本と接することができるよう、図書コーナーを設置し、自館での購入や図書館からの団体貸出などにより図書の整備・充実を図ります。

基本施策 2-2 学校図書館の整備・充実

学校図書館は、学びの場であるとともに、昼休みや放課後に好きな本を選び自分のペースで読んだり、興味があることを調べるなど自由な読書活動の場として、また、くつろいで過ごせる場として、子どもの成長を支える重要な役割を担っています。

子どもが読書を通じて豊かな感性や知性を伸ばしていくためには、子どもの様々な興味や関心に応えられるよう、豊富で魅力的な図書館資料の整備やレファレンス機能などの充実が必要です。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくためにも、図書館資料の充実が求められています。

### (1) 学校図書館の読書環境の整備・充実

①	図書資料の整備・充実	学校図書館の図書館資料については、国が定める学校図書館図書標準を踏まえ、計画的に整備をすすめます。
②	児童生徒が読書活動するスペースの整備	本や棚の配置を工夫し、児童生徒が図書を手に取りやすい状態にするなど、日常的に学校図書館を利用し、読書活動を行いやすい環境の整備に努めます。

### (2) 学校図書館の機能の充実

①	学校司書等による指導・支援	学校司書が中心となり図書館資料を整備するほか読書活動に関する指導などを行い、児童生徒が学校図書館を有効に活用できるよう努めます。
②	図書館との連携	図書館との団体貸出や図書館司書との情報共有などを通して更なる学校図書館の活性化に努めます。

## 基本施策2-3 子どもの読書活動を推進するための体制の整備

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもが本や読書にふれる機会を増やし、興味に応じて自由な読書活動が行えるよう、家庭・地域・学校・ボランティア・図書館・その他関係機関などそれぞれの役割に応じて連携・協力し、地域全体で読書活動を広げていくことが重要です。

また、自分に合った本を手にとったり、興味に応じた調べものができるなど、子どもが読書活動をより身近に感じられる環境が必要です。そのため、子どもの読書活動に関わる学校司書や教職員、図書館司書は、年齢や興味、社会情勢など様々な要素を考慮して、一人ひとりの子どもに合わせた読書相談に応じられるよう知識・技術を習得していることが望まれます。

こうしたことから、専門的知識や技術を取得できるよう、学校・ボランティア・図書館などが連携・協力して子どもの読書活動に関わる関係者に対する研修を充実させることが必要です。



(1) 関係機関・民間団体等の連携・協力の促進

①	読書団体・ボランティア団体などとの連携・協力	子どもの自主的な読書活動を推進するには、読書団体やボランティア団体などの協力が不可欠です。そのため、子ども向けのイベント開催など読書団体やボランティア団体と連携・協力しながら進めます。
---	------------------------	--

(2) 図書館司書の研修の充実

①	図書館司書の研修の実施	<p>子どもの読書活動において、図書館は重要な役割を担っており、司書には適切な選書や十分なレファレンスサービス、子どもの読書活動に対する指導、民間団体等との連携など高い専門性が要求されます。</p> <p>図書館司書に対し、日常業務での研鑽に加え、研修会への参加により、専門性の向上に努めます。</p>
---	-------------	---

## 参考資料

### 1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

#### （目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### （国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### （保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に

積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

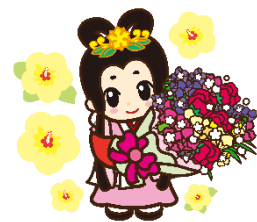
この法律は、公布の日から施行する。

## 2 学校指導要領における学校図書館の位置づけ（抜粋）

	小学校 (平成29年3月告示)	中学校 (平成29年3月告示)	高等学校 (平成30年3月告示)
総則	学校図書館を計画的に利用したその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的・自発的な活動や読書活動を充実すること。		
国語科	内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童が必要な本を選ぶことができるよう配慮すること。なお、児童が読む図書については、人間形成のため偏りがないよう配慮して選定すること。	内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにする。	
社会科	学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにすること。また、全ての学年において地図帳を活用すること。	情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追及や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルに指導にも留意すること。	



	小学校 (平成29年3月告示)	中学校 (平成29年3月告示)	高等学校 (平成30年3月告示)
総合的な 学習の 時間	学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。		
特別活動	学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。	現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ること。	自主的に学習する場としての学校図書館等を活用し、自分にふさわしい学習方法や学習習慣を身に付けること。



## 御坊市子ども読書活動推進計画

令和6年3月

発行：御坊市教育委員会 生涯学習課 図書館

〒644-0002 和歌山県御坊市藪378番地1

TEL 0738-22-0441 FAX 0738-22-6443